

## 国立研究開発法人森林研究・整備機構反社会的勢力への対応に関する規程

平成27年9月25日

27森林総研第857号

最終改正 29.3.31 (28森林総研第1897号)

### (目的)

第1条 この規程は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び各都道府県が施行する暴力団対策条例等を踏まえ、国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、機構における反社会的勢力による被害を防止するとともに機構の社会的責任を果たすことを目的とする。

### (定義)

第2条 組織犯罪対策要綱（平成16年10月25日付警察庁次長通達）等を踏まえ、この規程において使用する用語の定義はそれぞれ以下各号のとおりとする。

- 一 反社会的勢力 次号から第九号に掲げる者その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使し経済的利益を追求する集団又は個人をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 四 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 五 暴力団準構成員 暴力団以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。
- 六 暴力団関係企業 暴力団員等が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- 七 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 八 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうし、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- 九 特殊知能暴力集団等 第二号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

### (反社会的勢力に対する基本方針)

第3条 機構は、当機構の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当要求に応じない。

2 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、機構は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切、応じないものとする。

3 機構は、反社会的勢力による不当要求が事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

4 機構は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努める。

5 機構は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職員及び関係者の安全を確保する。

(体制)

第4条 各部課室長等（国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程（13森林総研第47号）に定める森林総合研究所の部、科（課）、室（研究室を除く。）の長、研究領域長、研究拠点長、支所の長、森林総合研究所林木育種センターの部課長、育種場の長、森林整備センターの部課室長、整備局長及び森林保険センターの部・課長をいう。以下同じ。）は、各部課室の所掌事務に関して、反社会的勢力との関係の排除を図り、かつ、反社会的勢力からの不当要求に対応するとともに、当該情報を総務部長（森林総合研究所林木育種センターにおいては審議役、森林整備センターにおいては森林管理部長及び森林保険センターにおいては保険総務部長とする。以下「総務部長等」という。）に報告する。

2 総務部長等は、反社会的勢力に関する情報を管理するとともに、各部課室による反社会的勢力との関係の排除及び反社会的勢力からの不当要求への対応に関し、必要な支援を行う。

(反社会的勢力を排除するための契約の締結)

第5条 機構は、機構を当事者とする契約を締結する場合、当該契約の相手方が国及び地方公共団体並びに独立行政法人、地方独立行政法人又は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」別表第1若しくは第2に規定された法人である場合を除き、原則として、契約書に次の各号の規定を設けることとする。

一 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないことを求める条項

二 親会社等、役員その他、名義上若しくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないことを求める条項

三 反社会的勢力を所属者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者若しくは再受託者（再受託者の代理人、媒介者を含む。）としないことを求める条項

四 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないことを求める条項

五 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないことを求める条項

六 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後

も行う予定がないことを求める条項

七 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないことを求める条項

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた要求行為

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為

ニ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて機構の信用を毀損し又は機構の業務を妨害する行為

ホ 前各号に準ずる行為

八 その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないことを求める条項

九 上記、一～八の各号のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できることを求める条項

十 違約金に関する条項

(反社会的勢力を排除するための契約の解除)

第6条 機構は、契約締結後に契約相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、当該契約を解除することを原則とする。契約の解除に当たっては、契約責任者は事前に、総務部長等と協議の上、弁護士等の外部専門機関と十分に協議し、対応を行うものとする。

(不当要求への対応)

第7条 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役職員等の安全を最優先し、組織的に対応するものとする。

2 反社会的勢力による不当要求を受けた場合、職員等は当該不当要求について直ちに所属する各部課室長等に報告しなければならない。

3 各部課長等は、前項の報告を受けた場合、直ちに総務部長等に報告し、対応について協議するものとする。

4 本所、各センター、各支所、育種場、整備局等は、前項の総務部長等の協議、指示等を受けて、必要に応じて、管轄の警察への通報を行うものとする。

(役員等への報告)

第8条 総務部長等は、反社会的勢力から不当要求等があった旨報告を受けた場合、各部門担当の理事へ報告を行うとともに、企画・総務・森林保険担当理事に直ちに報告しなければならない。

2 前項において報告を受けた企画・総務・森林保険担当理事は、事案の内容等の重要性等に応じ、迅速に理事長に報告しなければならない。

(研修)

第9条 機構は、反社会的勢力への対応について、研修を企画し実施するものとする。

(雑則)

第10条 この規程の実施に必要な手続き等については、機構が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日付け27森林総研第1837号）

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日付け28森林総研第1897号）

この要領は、平成29年4月1日から適用する。